

八
六

○

○

6-0074

0273

一月二十九日

参事官室

第八十六回参事官會議

明三十日(火曜)午前十時半開議

議題左ノ通

一 官舎令案(議案第七十五號)

(前回の續)

二 在外公館費用各例中改正(議案第七十五號)
(杉本會計課長提出)

第八十六回参事官會議議事要録

大正十二年一月三十日(火曜)午前十一時開議、零時五十分散會

出席 菊地、鮭延、川島、花岡、松永、重光、堀内、加藤

議題 官舎令案(議案第七十五號) (可決)

官舎令案

(一) 開議直チニ前回ニ引續キ本案逐條審議ニ入り

(イ) 第七條ニ關シ在外公館附屬官舎ニ付テハ凡テ本條ニ依ラス外務大臣ノ定ムル所ニ依ラシムルコト可然ヲ以テコノ意味ノ但書ヲ本條ニ追加規定セシムルコトニ決シタルカ内地官舎ノ設備ニ付テモ本條ノミニテハ不備不便ヲ免カレサルヲ以テ本條列舉ノ設備中ニ窓掛、カーベット及暖房設備ヲ追加スルニ決シ

6-0074

0274

(ロ) 第九條ニ關シ提案者ヨリ本案ハ官舎ノ實際取扱上甚タ不便ナル規定ニシテコノ點ハ各省共殆ント異議アル所ナレハ旁々本條ハ之ヲ削除スルコト少クトモ在外官舎ニ付テハ大藏大臣トノ協議ヲ要セサルコトニ特例ヲ設クヘシトノ意見アリ仍テ之ニ贊成スルコトトシ

(ハ) 第十四條ニ關シ提案者ヨリ本條ニ關シテハ意見ナキニ非サルモ本省官舎ハ特定官舎ヲ原則トスルニ決セルヲ以テ本條ハ之ヲ默過スルモ差支ナカルヘシトノ意見アリ之ニ依ルニ決シ其ノ他ニ付テハ別ニ異議ナク

(ニ) 次ニ別表ニ關シ
情報部長(又ハ情報部次長)、亞細亞局長及歐米局長ノ三名ヲ追加シ

(6)
「在外公館ノ長タル外交官、領事官又ハ書記生」ヲ「在外公館長並外務大臣ノ指定スル地域ニ在勤スル在外公館職員(在外公館費用條例ノ適用ヲ受クル公館職員ノ意ニ諒解スルニ決定)」ニ修正シ

「外務大臣官房電信課長及電信官ノ内外務大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名」ハ第一案トシテ「外務大臣官房各課職員ノ内職務ニ由リ外務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者」又ハ第二案トシテ「外務大臣官房電信課長及電信官」ニ修正シ
「外務大臣官房勤務屬ノ内外務大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名」ヲ「二名」ヲ「五名」ニ修正スルニ決シ

本案ヲ可決シタリ

(二) 本案ニ關聯シ重光參事官ヨリ在外公館附屬官舎ノ實狀ハ不備不

急

大臣

次官

通商局長

條約局長

歐米局長

通商局長

情報部次長

體裁甚タシキヲ以テ之ヲ改善スルカ爲建築上更ラニ慎重ノ考量ヲ
 加ヘラレタキ旨希望シタルニ對シ會計課長ヨリ右ハ甚タ同感ナル
 ヲ以テ十三年度以降ノ豫算ニ於テ技手等ヲ増加シ漸次組織的ニ之
 等ノ缺陷ヲ改善シ度キ方針ナリト述フル所アリタリ

(三) 議題第二號在外公館費用條例中改正案ハ會計課長ノ希望ニ依リ
 來ル木曜日(二月一日)ニ臨時會議ヲ開キテ審議スルニ決シ散會

(7)

(高裁案)

大正十二年二月二日起草

三月二十二日

主管 會計課長
參事 官會議

菊地

村

木

(已號用紙)

官舎令案ニ對スル我省修正案ニ關スル件

官舎貸渡ニ關スル事項ハ從來内閣ニ於テ主管統一スルコトトナリ居
 リタルモ實際上各省ノ取扱ハ統一ヲ缺キタルヲ以テ這般大藏省内臨
 時國有財産整理部ニ於テ將來官舎統一ニ關スル事項ハ凡テ大藏省ニ
 於テ取扱フ方針ノ下ニ官舎ニ關スル一般統一的規程ヲ制定セ_レ意嚮
 ニテ取敢ヘス別添官舎令案ヲ立案シタルカ之ニ對シ各省ノ意見ヲ斟

外務省

6-0074

0276

(已 號用紙)

酌スルコトトナリ今回之カ照會ニ接シ候處我省トシテハ一般内地官舎ニ比シ尠カラズ事情ヲ異ニスル多數ノ在外公館附屬官舎ニ關シ此際慎重ナル考量ヲ拂ヒ置ク必要アルヲ以テ今回參事官會議ノ審議ヲ經タル結果

(イ) 特定官舎ノ範圍ヲ擴張シ在外官舎ハ館長以外ノ官舎モ總テ特定官舎ノ内ニ含マシムルコト

(ロ) 在外公館長ニハ凡テ官舎ヲ供スル外東洋、南洋並熱帶地方在勤在外公館職員(在外公館費用條例ノ適用又ハ準用ヲ受クルモノ)ニ對シテモ一律特定官舎ヲ給スルコト

(ハ) 一般官舎(少クトモ在外公館附屬官舎)ノ新設、改修等ニ關スル事項ニ付テハ大藏大臣ニ協議ヲ要セス所管大臣ニ於テ之ヲ定ム

外務省

(已 號用紙)

ルコト

(ニ) 在外公館附屬官舎ノ設備ニ關スル事項ハ凡テ外務大臣ニ於テ之ヲ定ムルコト

等ノ趣旨ニ基キ別紙對案ヲ決定致シ候ニ付至急御決裁ヲ得度ク此段仰高裁

外務省

6-0074

0277

(已 號 用 紙)

官舎令案ニ對スル修正案

官舎令案中左ノ通修正ス

第一條中「職務ノ性質」ノ次ニ「又ハ地方ノ狀況」ヲ加フ

第七條中「疊建具」ノ次ニ「窓掛、カーベット」ヲ、「排水装置」

ノ次ニ「暖房設備」ヲ加ヘ

第二項トシテ「但シ在外官舎ニ付テハ所管大臣ノ定ムル所ニ依ル

ヲ追加ス

第九條ハ之ヲ削除スルカ(第一案)若ハ「但シ在外官舎ニ付テハ此

ノ限リニ在ラス」ヲ末項ニ追加ス(第二案)

別表改正案中

「外務省情報部長(又ハ外務省情報部次長)、外務省亞細亞局長、

外 務 省

(已 號 用 紙)

外務省歐米局長」ヲ追加ス

「在外公館ノ長タル外交官、領事官又ハ書記生」ヲ「在外公館長

並外務大臣ノ指定スル地域ニ在勤スル在外公館職員」ニ修正シ

「外務大臣官房電信課長及電信官ノ内外務大臣ニ於テ特ニ指定ス

ル者二名」ヲ「外務大臣官房各課職員ノ内職務ニ由リ外務大臣ニ

於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者」(第一案)若ハ「外務大臣官房電

信課長及電信官」(第二案)ニ修正シ

「外務大臣官房勤務屬ノ内外務大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名」

中「二名」ヲ「五名」ニ修正ス

外 務 省

6-0074

0278

大正十二年一月

官 舍 令 案

臨時國有財産整理部

(已號用紙)

外 務 省

官 舍 令

第一條 官舍ヲ分チテ特定官舍及普通官舍ノ二種トス

第二條 特定官舍ハ職務ノ性質ニ依リ特定ノ舍宅ニ居住セシムルノ必要アル官吏其ノ他ノ職員ノ爲ニ之ヲ設置ス

前項ノ職員ノ範圍ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三條 普通官舍ハ前條ニ規定スルモノノ外舍宅ヲ供スルノ必要アル官吏其ノ他ノ職員ノ爲ニ之ヲ設置ス

普通官舍ノ設置ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四條 普通官舍ニ居住スル職員ヨリハ官舍料ヲ徵收スヘシ但朝鮮臺灣、樺太、關東州、南洋群島又ハ外國ニ在勤スル者及外國人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(已號用紙)

外 務 省

6-0074

0279

(已號用紙)

第五條 官舎料ハ居住者ノ俸給又ハ給料年額百分ノ一ヲ以テ其ノ月額トス但シ土地又ハ建物ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ所管大臣大藏大臣ト協議シ居住者ノ俸給又ハ給料月額百分ノ五迄之ヲ低減スルコトヲ得

合宿官舎ノ官舎料ハ各居住者ノ俸給又ハ給料月額ノ百分ノ一ヲ下ラサル範圍ニ於テ所管大臣其ノ月額ヲ定ム

第六條 官舎料ハ毎月其ノ月額ヲ徴收ス但シ居住一月ニ滿タサル月ノ日割額ニ依ル

第七條 官舎ニハ疊建具、給水、排水装置、瓦斯電氣装置ノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ必要ナル設備ヲ爲スコトヲ得

第八條 官舎ニ必要ナル消耗費ハ總テ居住者ノ負擔トス但シ特定官

外務省

(已號用紙)

舎ノ公用ニ必要ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第九條 官舎ノ新築、改築、増築又ハ維持保存ノ程度ヲ超エタル修理ヲ爲サムトスルトキハ所管大臣大藏大臣ニ協議スヘシ在來ノ建物ヲ官舎ニ充用シ又ハ有償若ハ無償ニテ建物ヲ借上ケ之ヲ官舎ニ充用セムトスルトキ亦同シ

第十條 官舎ノ取締ニ關スル規程ハ所管大臣之ヲ定ム

附 則

第十一條 本令ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 明治五年十月第二百九十八號布告、明治九年五月第五十二號達官舎貸渡規則及官舎貸渡内規ハ之ヲ廢止ス

第十三條 本令施行ノ際現ニ存スル官舎ニシテ特定官舎ニ該當セサ

外務省

(已號用紙)

ルモノハ本令施行ノ際現ニ居住スル職員ノ繼續シテ居住スル間仍
 従前ノ例ニ依ルコトヲ得但シ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル
 モノハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 前條ノ官舎ヲ前條ニ規定スル期間ノ經過後仍普通官舎ト
 シテ存續セシムルモノハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十五條 朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳所
 屬ノ官舎ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

外務省

(已號用紙)

別表

現行（大正十一年八月一日調）

- 總理大臣
- 各省大臣
- 内閣書記官長
- 内閣書記官ノ内一名若ハ二名
- 法制局長官
- 樞密院議長
- 樞密院書記官長
- 樞密書記官ノ内一名
- 樞密院議長秘書官
- 外務次官
- 大臣秘書官

改正案

- 總理大臣
- 各省大臣
- 内閣書記官長
- 内閣書記官及内閣屬ノ内總理大臣ニ於テ特ニ指定スル者各二名
- 法制局長官
- 各省次官
- 大臣秘書官

外務省

6-0074

0281

(已號用紙)

○印刷局長若ハ印刷局事務官ノ内一名

○官報編輯ニ從事スル印刷局屬四名

○外務大臣官房電信課、文書課又ハ會計課ノ職員ノ内職務ニ由リ外務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○内務次官

○内務大臣官房秘書課又ハ會計課ノ職員ノ内職務ニ由リ内務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○在外公館ノ長タル外交官、領事官又ハ書記生

○官報編輯ニ從事スル印刷局書記官又ハ印刷局屬ノ内總理大臣ニ於テ特ニ指定スル者三名

○外務大臣官房電信課長及電信官ノ内外務大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

○外務大臣官房勤務屬ノ内外務大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

○内務大臣官房勤務屬ノ内内務大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

外務省

(已號用紙)

○内務省警保局長

○内務省警保局職員ノ内職務ニ由リ内務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○内務省土木出張所職員ノ内職務ニ由リ内務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○内務省衛生局長

○明治神宮造營局職員ノ内職務ニ由リ内務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○國立感化院職員ノ内職務ニ由リ内務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○集治監、廳府縣司獄官吏ノ内職務ニ由リ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○内務省警保局長

○内務省警保局職員ノ内内務大臣ニ於テ特ニ指定スル高等官三名

○國立感化院職員ノ内内務大臣ニ於テ特ニ指定スル者

外務省

6-0074

0282

者

- 大藏省金庫局長若ハ局次長
- 大藏大臣官房臨時建築課出張所職員ノ内職務ニ由リ大藏大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者
- 陸海軍武官ノ内職務ニ由リ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○大藏大臣官房勤務屬ノ内大藏大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

○師團長

○陸軍省高級副官

○憲兵司令官以下陸軍大臣ニ於テ特ニ指定スル者

○陸軍監獄職員ノ内陸軍大臣ニ於テ特ニ指定スル者

○鎮守府長官

○海軍省高級副官

○海軍監獄職員ノ内海軍大臣ニ於

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

- 陸軍次官
- 海軍次官
- 海軍兵學校教官

テ特ニ指定スル者

○司法大臣官房勤務屬ノ内司法大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

- 司法大臣官房職員課長
- 司法省各始審裁判所豫審判事及上席檢事

○地方裁判所又ハ其ノ支部ノ豫審判事、檢事正又ハ上席檢事ノ内司法大臣ニ於テ特ニ指定スル者

- 司法大臣ニ於テ指定スル島嶼ニ在勤スル判事檢事及裁判所書記

○刑務所職員ノ内司法大臣ニ於テ特ニ指定スル者
○區裁判所出張所職員ノ内司法大臣ニ於テ特ニ指定スル者
○文部大臣官房勤務屬ノ内文部大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

外務省

○文部省直轄各學校圖書館及氣象臺職員ノ内職務ニ由リ文部大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○氣象臺職員ノ内文部大臣ニ於テ特ニ指定スル者

○農商務大臣官房勤務屬ノ内農商務大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

○農商務省山林局試験場詰官吏農商務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル大阪工業試験所職員

○農商務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル陶磁器試験所職員

○農商務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル茶業試験場職員

○農商務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル種羊場職員

○農商務大臣ニ於テ特ニ官舎居住

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

ヲ命スル小林區署職員

○農商務大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル公有林野官行造林署職員

○種馬牧場育成所及種馬所員ニシテ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○種牛牧場員ニシテ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○農商務省鳥獸實驗場員ニシテ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○製鐵所職員中特ニ官舎居住ヲ命スル者

○水産講習所職員ニシテ特ニ官舎居住ヲ命スル者一名

○鹽業調査所試験場職員中特ニ官舎居住ヲ命スル者

外務省

6-0074

0284

(已 號 用 紙)

○ 遞信次官

○ 遞信大臣官房秘書課及文書課職員ノ内職務ニ由リ遞信大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○ 遞信省通信局及經理局職員ノ内職務ニ由リ遞信大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○ 貯金支局職員ノ内職務ニ由リ遞信大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○ 航路標識管理所職員ノ内職務ニ由リ遞信大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○ 臨時電信電話建設局出張所職員

○ 遞信大臣官房勤務屬ノ内遞信大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

外 務 省

(已 號 用 紙)

ノ内職務ニ由リ遞信大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○ 遞信局職員ノ内職務ニ由リ遞信大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○ 一二等郵便局電信局及電話局職員ノ内職務ニ由リ遞信大臣ニ於テ特ニ官舎居住ヲ命スル者

○ 商船學校學生監ノ内二名

○ 帝國鐵道廳總裁、副總裁、工務部長、運輸部長、計理部長、管理局長、營業事務所長及遞信大臣ニ於テ指定スル奏任以下ノ帝國鐵道廳職員

○ 一二等郵便局電信局又ハ電話局職員ノ内遞信大臣ニ於テ特ニ指定スル者各局一名

○ 鐵道大臣官房勤務屬ノ内鐵道大臣ニ於テ特ニ指定スル者二名

○ 鐵道局長

○ 運輸事務所長

○ 保線事務所長

○ 鐵道建設事務所長

○ 驛長以下ノ各驛勤務ノ鐵道職員

外 務 省

○ 貴族院議長
 ○ 衆議院議長
 ○ 貴族院書記官長
 ○ 衆議院書記官長
 ○ 警視總監及副總監
 ○ 警視廳一等警視以下職務ニ由リ
 特ニ官舎居住ヲ命スル者
 ○ 北海道廳長官、府縣知事警務部長
 ○ 北海道尋常師範學校長、舎監
 ○ 北海道廳鐵道部員ノ内職務ニ由
 リ特ニ官舎居住ヲ命スル者
 ○ 港務部長並内務大臣ニ於テ特ニ
 官舎居住ヲ命スル港務部職員及

ノ内鐵道大臣ニ於テ特ニ指定ス
 ル者
 ○ 貴族院議長
 ○ 衆議院議長
 ○ 貴族院書記官長
 ○ 衆議院書記官長
 ○ 警視總監
 ○ 警視廳職員ノ内内務大臣ニ於テ
 特ニ指定スル者
 ○ 北海道廳長官、府縣知事及警察
 部長
 ○ 港務部及海港檢疫所職員ノ内内
 務大臣ニ於テ特ニ指定スル者

(已號用紙)

外務省

海港檢疫所職員
 ○ 北海道廳、府縣職員ノ内賑恤、
 救濟、土木、會計、兵事、産業
 拓殖、警察又ハ衛生ニ關シ急施
 ヲ要スルコトアルヘキ事務又ハ
 技術ニ従事スル者ニシテ職務ニ
 由リ内務大臣ニ於テ特ニ官舎居
 住ヲ命スル者
 ○ 沖繩縣官吏ノ内特ニ官舎居住ヲ
 命スル者
 ○ 其ノ他各廳ノ技術官ニシテ必要
 アルトキ各廳長官ニ於テ大藏大
 臣ト協議ノ上官舎居住ヲ命スル
 者

○ 道府縣警察官ノ内内務大臣ニ於
 テ特ニ指定スル者
 ○ 沖繩縣其ノ他所管大臣大藏大臣
 ト協議ノ上指定スル島嶼ニ在勤
 スル職員ノ内所管大臣ニ於テ特
 ニ指定スル者
 ○ 内務省土木出張所、大藏省臨時
 建築課出張所等ノ職員ニシテ特
 ニ工事ノ現場ニ居住スルノ必要
 アルモノノ内所管大臣大藏大臣
 ト協議ノ上指定スル者

(已號用紙)

外務省

6-0074

0285

○ 帝室費及地方税經濟ノ支辨ニ屬
スル官舎ハ本表ノ外トス

(已號用紙)

外
務
省

6-0074

0287